

県議会議員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の定数等に関する条例（平成14年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(選挙区及び各選挙区の定数)			(選挙区及び各選挙区の定数)		
第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項から第4項まで及び第8項の規定に基づき、県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。			第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項から第4項まで及び第8項の規定に基づき、県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。		
選挙区		議員数	選挙区		議員数
名称	区域		名称	区域	
盛岡	盛岡市	<u>10人</u>	盛岡	盛岡市	<u>11人</u>
宮古	宮古市	[略]	宮古	宮古市	[略]
	<u>下閉伊郡</u>			<u>下閉伊郡山田町</u>	
				<u>下閉伊郡岩泉町</u>	
				<u>下閉伊郡田野畑村</u>	
				<u>下閉伊郡普代村</u>	
<u>大船渡</u>	大船渡市	<u>1人</u>	<u>大船渡・陸前高田</u>	大船渡市	<u>2人</u>
				<u>陸前高田市</u>	
				<u>気仙郡住田町</u>	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
北上	北上市	[略]	北上	北上市	[略]
	<u>和賀郡</u>			<u>和賀郡西和賀町</u>	
久慈	久慈市	[略]	久慈	久慈市	[略]
	九戸郡野田村			九戸郡野田村	
				<u>九戸郡洋野町</u>	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
一関	一関市	5人	一関	一関市	5人

	<u>西磐井郡</u>			<u>西磐井郡平泉町</u>	
<u>陸前高田</u>	<u>陸前高田市</u>	<u>1人</u>			
	<u>気仙郡</u>				
釜石	釜石市	2人	釜石	釜石市	2人
	<u>上閉伊郡</u>			<u>上閉伊郡大槌町</u>	
二戸	二戸市	[略]	二戸	二戸市	[略]
				<u>九戸郡軽米町</u>	
				<u>九戸郡九戸村</u>	
	<u>二戸郡</u>			<u>二戸郡一戸町</u>	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
奥州	奥州市	[略]	奥州	奥州市	[略]
	<u>胆沢郡</u>			<u>胆沢郡金ヶ崎町</u>	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
紫波	<u>紫波郡</u>	2人	紫波	<u>紫波郡紫波町</u>	2人
				<u>紫波郡矢巾町</u>	
<u>九戸</u>	<u>九戸郡軽米町</u>	<u>1人</u>			
	<u>九戸郡九戸村</u>				
	<u>九戸郡洋野町</u>				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この条例は、次の一般選挙から施行する。
- 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、この条例の施行の際現に議員の職にある者について、その任期が終わるまでの間、なお従前の例による。

理由

令和2年国勢調査の結果に基づき、県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を改正するとともに、併せて所要の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。